

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和10年 3月 31日までの 5年間
2. 内容

目標1：各事業所や部署におけるリーダーとして活躍してもらえるようする。
(令和5年3月現在、24名の女性管理者を30名以上にする)

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員と面談を実施し、検討開始
- 令和5年 7月～ 職責者を目指す女性へ研修を実施
- 令和6年 1月～ 運用ルールの決定、制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：令和6年12月までに、全社員の年次有給休暇の取得率を65%以上にする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員と面談を実施し、検討開始
- 令和5年 6月～ 事業所管理者と面談し、シフトや人員配置の検討開始
- 令和5年 8月～ 運用ルールの決定、社内報等で職員への周知

目標3：令和6年12月までに、該当職員の90%以上が、産前産後休業と育児休業の取得ができるようする

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員と面談を実施し、検討開始
- 令和5年 6月～ 個々の事情を考慮した働き方を取りまとめる
- 令和5年 8月～ 運用ルールの決定、社内報等で職員への周知